

陳 情 文 書 表

3 陳情第 49号

辺野古新基地建設を巡る問題についての意見書の採択を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和3年7月5日
(西暦)

	住 所	沖縄県那覇市おもろまち [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従 [REDACTED] ほか2人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都杉並区阿佐谷南 [REDACTED]
	氏 名	長井 健治
	連絡先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 7 月 5 日 14:30				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄根 五年 議 事 處 長	山 下	山 下	渡 辺	山 滉	小 林	北 村

小金井市議会議長 殿

2021年7月5日

「新しい提案」実行委員会

責任者 安里 長従

沖縄県那覇市おもろまち [REDACTED]

[REDACTED] (問合せ先)

辺野古新基地建設を巡る問題についての意見書の採択を求める陳情書

(陳情の要旨)

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」

辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。

2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が 2018 年 2 月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年 5 月 30 日及び2010年 5 月 28 日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は 2015 年 4 月 8 日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要な事項にあたる」と答弁し、2016 年 9 月 16 日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. S A C O（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は S A C O（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。S A C O 設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省 HP 「S A C O 設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996 年 12 月の S A C O 最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、S A C O 設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断

を下すための手段であり、少數者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が 25 年以上もかけ「なぜ 1 ミリも進まないのか」という問い合わせに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5. 法の下の平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法 13 条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945 年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952 年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972 年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010 年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996 年 4 月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後 5 年ないし 7 年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記 S A C O 設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下の平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論るべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法 41 条、92 条、95 条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念からして看過すことの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決をおこなう必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国のすべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○○○○年○月○日

○ ○ ○ 議 会

(提出先)

衆議院議長	○○○○ 様
参議院議長	○○○○ 様
内閣総理大臣	○○○○ 様
内閣官房長官	○○○○ 様
外務大臣	○○○○ 様
防衛大臣	○○○○ 様
国土交通大臣	○○○○ 様
総務大臣	○○○○ 様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	○○○○ 様

} 宛て

陳 情 文 書 表

3 陳情第 50 号

2 財政援助団体の総会・評議員会における
事務局作業の調査を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 7 月 16 日
(西暦)

	住 所	小金井市東四丁目 [REDACTED]		
陳情代表者	氏 名	宮崎 久男 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)		
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議會議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 7 月 16 日		11:00		
受付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄根 主 任	山 下	山 下	渡 辺	[REDACTED]	小 林	北 村

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 2 財政援助団体の総会・評議員会における
事務局作業の調査を求める陳情書

今般、小金井市体育協会の評議員会が不成立となりました。

理由は、定款変更事項について監査を受けていないこと、ならびにこれにかかる評議員会における評議員出席数未達によるものです。

また、小金井市シルバー人材センターにおいても監査を受けていない、ならびに、理事会の承認を受けていない計算書類により総会が企図され、こちらは強行されました。

つきましては、両団体とも市からの補助を受け、また、委託事業の受託者であることに鑑み、以下について求めます。

両団体の総会・評議員会資料にかかる内容変更の時系列ならびに監査作業・理事会承認があったかの確認の上、今次それぞれの事務局が適切な作業を行ったかの調査を求めます。

令和3年7月¹⁶日

宮崎 久男
小金井市東町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 51 号

財政援助団体の監査士より頻繁に行うこと求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 7 月 16 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]		
	氏 名	宮崎 久男 [REDACTED] 印	ほか	人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]			

発言を申し出ます。

発言者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受理年月日		令和 3 年 7 月 16 日		11:00			
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長	
薄根 主任	[REDACTED] 山下	[REDACTED] 山下	[REDACTED] 渡辺	[REDACTED]	[REDACTED] 小林	[REDACTED] 北村	[REDACTED] 鈴木

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 財政援助団体の監査を、より頻繁に行うことを求める陳情書

今般、小金井市体育協会の評議員会が不成立となりました。

理由は、定款変更事項について監査を受けていないこと、ならびにこれにかかる評議員会における評議員出席数未達によるものです。

また、小金井市シルバー人材センターにおいても監査を受けていない、ならびに、理事会の承認を受けていない計算書類により総会が企図され、こちらは強行されました。

つきましては、両団体とも市からの補助を受け、また、委託事業の受託者であることに鑑み、以下について求めます。

不適切行為を未然に防ぐため、財政援助団体に対する監査を、より頻繁に行うことを求めます。（私案：巨額財政援助団体については2年ごと、その他については4年ごと）

令和3年7月16日

宮崎 久男
小金井市東町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 52 号

「ナノケル事業所の実行を止めよ

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 7 月 16 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市議会		
	氏 名	佐久間 達己	印 ほか	人
	連絡先	() -		

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
(本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市議会		
	氏 名	佐久間 達己		
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 7 月 16 日 11:00				
受付	担当	主任	係 長	次 長	局 長	議 長
薄根 主 任	山下	山下	渡辺	山浦	小林	北村
						鈴木

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 リサイクル事業所再開の執行を求める陳情書

リサイクル事業所存続については令和2年度において議員案ならびに4件の陳情がだされ、すべてが可決されています。

つきましては、当該施設再開について早急の執行を求めます。

令和3年7月16日

佐久間 昌己
小金井市緑町 [REDACTED]

陳 情 文 書 表

3 陳情第 53 号

市議会に対し、「みどりを基本においたまち創りの方向性」を明示した

「第5次基本構想（以下「構想」）の策定」を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3年 7月 26日
(西暦 2021)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	国分寺崖線の自然を守る会 代表 久山 純弘
	連絡先	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	久山 純弘
	連絡先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受理年月日		令 和 3 年 7 月 26 日 15:25				
主任	受付	担当	主任	係長	次長	局長
	渡辺	山下	渡辺	[REDACTED]	小林	北村
						議長
						武井

令和3（西暦2021）年7月26日

小金井市議会議長様

氏名 国分寺崖線の自然を守る会 久山純弘
住所 小金井市東町 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

代表

市議会に対し、「みどりを基本においたまち創りの方向性」を明示した
「第5次基本構想（以下「構想」）の策定」を求める陳情書

1 陳情要旨

- (1) 都市計画マスタープランの上位にある「構想」は、今後のまち創りの基盤となり、方向性を決める極めて重要なものである。しかし、提示されている原案では「①目指すべきまちの姿」「②その実現に向けて重視する方針」が不明確である。従来の計画も同様であり、この不明確さが原因で、個別事案の対応で一部に混乱を生む結果となっている。
- (2) 従って、市民の多くが当市の宝「自然環境」保全の優先を望むことが明らかとなった今、従来の反省を活かし、今次改訂では、まち創りの方向性について『「みどり」を保全し、生かすこと（いかそうみどり）を基本とし、その下に「笑顔」と「人の輪」を重視したまち創りを目指す』と明示し、今後の都市計画の羅針盤たりうる「構想」を策定することを強く要請する。

2 陳情要旨に関する補筆

- (1) 策定中である「構想」案では「将来像*」を、又「都市計画マスタープラン（以下MS）」案では、その実現に向けた「5つの分野**の基本目標・方針」を掲げている。

* 「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」
** 「土地利用」「道路・交通」「水・緑・環境共生」「安全・安心」「生活環境」
- (2) 「将来像」については、陳情要旨(2)にある通り『当市の宝であるみどりを生かすこと（いかそうみどり）を基本とし、その下に「笑顔」と「人の輪」を重視したまち創りを目指す』との方向性を明示すれば、種々のアンケート、パブコメ等からも明らかとなった市民の意向に合致することとなり、同時に、地球環境の保全・修復が世界共通の喫緊課題とされる今、適正で、誇りを持てるものになる。

また、都市間の生き残り競争が熾烈化するなか、当市が、魅力に溢れ、選ばれる街として人が集まり、勝組となるためにも、今ある貴重な財産「自然環境」の保全が極めて重要な要素となる。

- (3) 他方、「5分野の基本目標・方針」は網羅的・並列的に列挙されるに留まり、「目標実現には分野間の優先順位が必須」とする多くのパブコメ指摘に対しても、市は「5つの分野は相互に関連し、各々が重要で、優先順位をつけるものではない」といった姿勢を堅持している事は問題である。
- (4) 都市計画では、構想の下にMSが策定され、以後は個別案件毎の対応となる。従来は、分野毎の優先度が曖昧なため、一部混乱が生じる結果となった。「構想」では、「どの分野に重点を置いたまち創りを進めるか」を不可欠な重要な要素として、明示する必要がある。
- (5) 当市は「長期総合計画基本構想」（「構想」はこれに当たる）を議会決定事項としている（議会基本条例16条）。これは、その前文にあるように、都市計画における「構想」の重要性を熟慮、より多くの市民の声を反映すべく議会決定と定めたものであろう。従来のような画餅的なものではなく、議会での充分な審議により、市民の意向を反映した「みどりを基本においたまち創りを進める」方針を明示した、今後の都市計画の羅針盤たりうる「構想」を策定して頂くことを切に要望する。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 54 号

新庁舎及び(仮称)新福祉会館について

免震耐震複合設計の実現を求める

要旨

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 8 月 19 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市議会		
	氏 名	佐々木 吾之 印 ほか 人		
	連 絡 先	()		

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)
(本人署名以外は、押印が必要となります。)

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先	()		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受理年月日		令 和 3 年 8 月 19 日		16-40		
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
小松	小松	渡辺	山浦	小林	北村	鎌木



小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 新庁舎及び（仮称）新福祉社会館における免震耐震複合設計の破棄を求める陳情書

新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設計画における免震耐震複合設計の採用は、複合した同一建物内において、障がい者利用予定エリア（福祉会館）と一部の健常者が大部分利用するエリア（新庁舎）に対しての扱いを違えています。

つきましては、本設計が「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」第6条2項、第8条7項、第8条9項に違反していないかのご審議をお願いいたします。

また、違反の場合は、本設計の破棄を求めます。

令和3年8月19日

佐久間 昌己
小金井市緑町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 55 号

新庁舎「議場」の市民利用を可能にするため、具体的な対応を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 8 月 3 日
(西暦2021) うし

	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	新庁舎「議場」の市民利用を進める会 共同代表 高木 章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	[REDACTED]
	氏 名	(申し出ません。)
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 8 月 31 日 8:44				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長補佐	次 長	局 長	議 長
山下	山下	議長	山浦		林	北村	鈴木

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年8月31日

東京都小金井市東町

新庁舎「議場」の市民利用を進める会 共同代表 高木章成

新庁舎「議場」の市民利用を可能にするため、具体的な対応を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査のち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、小金井市は現在、新庁舎の建設に向けた準備をおこなっています。

新庁舎の中で最大のスペースとなるのは、約 300 m²もの床面積を占める「議場」です。小金井宮地楽器ホールの 1F 小ホールは約 217 m²ですので、それをはるかに上回る床面積です。

一方、市議会が「議場」を利用する日数は年間40~50日程度と想定されます。逆に言えば、年間300日以上は使われていません。市民施設が貧弱な小金井市にあって、新庁舎の中でもっとも広いスペースがほとんど稼働しないのは、市民にとって損失以外の何物でもありません。講演会、勉強会、発表会、演奏会、上映会など、多様な市民活動、文化活動にも利用できるようにすべきです。先進自治体ではすでに取り組んでいます。

よって、本日は、以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 新庁舎の「議場」スペースの市民利用を可能にするための具体的措置として、先進自治体の事例を参考にし、原則として椅子や机は可動式を採用し、自由にレイアウトを変えられるようにしてください。
- 2 新庁舎の「議場」スペースの市民利用に関する具体的なルールを整備してください。
- 3 市民利用の場合、平日夜間や土日祝日の利用のニーズが多いと想定されます。閉庁時間帯における利用者動線をきちんと確保してください。

以上

上記陳情趣旨に賛同し以下署名いたします。

氏名	住所
	小金井市 町

ご署名が終わりましたら、小金井市東町 [] 高木章成 までご郵送願います。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 56 号

市議会に（仮称）「新型コロナウイルス対策調査特別委員会」を設置することを求める

陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 年 8月 31日
(西暦2021)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連絡先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年		
受理年月日			令和3年8月31日 8:44					
受付	担当	主任	係長	次長補佐	次長	局長	議長	
[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 			[REDACTED] 	[REDACTED] 	[REDACTED] 

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年8月31日

東京都小金井市東町 [REDACTED]
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木章成

市議会に(仮称)「新型コロナウイルス対策調査特別委員会」を設置することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、7月12日に第四次緊急事態宣言が発令され、その後、9月12日まで延長されています。9月12日で解除できる見通しは現時点で立っておらず、さらなる延長も想定されるところです。

この未曾有の危機に誤りなく対処していただくためには、行政と議会の緊密な連絡・相談体制の確立が急務です。

この間、小金井市議会は、全員協議会でコロナ問題を扱っておりますが、審議時間もあまりにも貧弱で、十分に対策を議論している形跡はありません。全員協議会ですから、資料も行政側が自らの意図で提出するものに限られています。

先ごろ、東京都議会では、新型コロナウイルス感染症対策を充実させるための特別委員会を設置しました。これは、前回同趣旨の陳情書が不採択となった後の状況の変化であります。

そこで、市議会に再考を促す意味で以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 市議会に(仮称)新型コロナウイルス対策調査特別委員会を設置してください。
- 2 特別委員会は、少なくとも全会派から委員を出せるように構成してください(議長を除く全員でも良いと思います)。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 57 号

男女平等基本条例の理念を尊重し、小金井市の事業や後援を
適切に行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 8 月 31 日
(西暦 2021)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]		
	氏 名	女性と人権を考える小金井の会 上地 美也子 [REDACTED] ほか 人		
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]		
	氏 名	上地 美也子		
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 8 月 31 日 9:30				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED] 山下	[REDACTED] 山下	[REDACTED] 議長	[REDACTED] 山浦	[REDACTED] 小林	[REDACTED] 北村	[REDACTED] 鈴木

令和3年（西暦2021年）8月31日

小金井市議会 議長
鈴木 成夫 様

女性と人権を考える小金井の会 上地美也子
小金井市梶野町 [REDACTED]
[REDACTED]

男女平等基本条例の理念を尊重し、小金井市の事業や後援を適切に行うことを求める陳情書

わが小金井市は、1996（平成8）年に小金井市男女平等都市宣言をし、2003（平成15）年には、男女平等基本条例を施行しました。そこには、すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けずその個性と能力を発揮できる機会が確保される男女平等社会を基本理念とすることが明記されています。このような理念の条例があることを、私たちには誇りに思います。

とはいっても、意識的にせよ、無意識的にせよ、女性を性の道具として扱うことを含め、ジェンダーに基づく性差別は、いまだ社会の中に多くの課題を残しています。

さて、先般小金井市を舞台としたアニメがテレビ放送され、放送開始までのカウントダウンやキャンペーンが市内各所で行われるにあたり、小金井市も後援することとなりました。しかし当該アニメを視聴したところ、盗撮に近いような性描写、小児性愛を思わせる描写など、女性の人権侵害ともいえる表現を伴うものがあり、残念ながら見るに堪えないものでした。そのアニメをまちおこしに活用するキャンペーンを、多少の経済効果のために市が後援しているのは、上記の宣言・条例に照らして甚だしい逸脱と思われます。

現在日本はジェンダーギャップ指数 156カ国中 120位、先進20か国でも最下位という、とても先進国とは言えない位置にあります。世界では、性被害を告発する#METOO や SDGs の運動で男女差別を失くしていこうという機運がどんどん高まっています。当該アニメを活用したまちおこしを後援する小金井市の姿勢は、世界の動きに逆行することとなるのではないかでしょうか。

日本でのアニメやゲームの性表現はかねてより世界から批判的となっていて、日本で毎日のように流れる性犯罪のニュースは、性描写が容易に人々の目に触れることから来ることが理由の一つと思われます。これら悪しき慣習を小金井から進んで発信することで良いのでしょうか。

世の中には、さまざまな考え方や事業があるので、市内で行われることすべてが小金井市の条例の理念に則っているものばかりでないのは理解できます。しかしながら、市が後援するもの、ましてや子どもたちにも影響があると思われるものに関しては、市のめざす理念が遵守されているかどうかの適切な判断が必要なのではないでしょうか。

当会のメンバーが行った男女平等に関する苦情処理制度の申し出に対する処理結果通知は私たちの申し出を概ね認める内容でした。

処理委員の意見は、「小金井市は、地域活性化のため、本件アニメ等を中心とする本件キャンペーンを間接的かつおそらく無自覚的にではあるが、その『後援者』の1人となることを容認し、又はこれを応援しているものとみなされることを放置していると解される。しかしながら、本件アニメ等の一部画像には、男性の性的欲望をみたし、もしくはその関心を惹くことを主たる目的とする物が含まれることは否定し得ず、市が以上の支援・応援の姿勢を従前のまま継続することは、市の上記基本理念と異なり、結果として性差別を助長しもしくは女性の人権を侵害するおそれがある状況を漫然と放置することになるものと考える。」としています。

また、処理委員の意見を受け、小金井市長は、「今回の申出及び処理委員からの報告を受け、今後、地域活性化等の施策を推進していくうえで、男女平等や女性の人権に配慮し、事業の目的と効果及びその影響等についても慎重に考慮し施策の推進に努めてまいります。また、男女平等都市宣言及び男女平等基本条例の周知に努め、様々な機会を捉え男女平等への理解を進めてまいります。」としています。

改めて、子どもの性被害を防止し中高生が性的に消費されることが無いよう、すべての人の人権が尊重される小金井市であることを切に望みます。よって、市議会としても、男女平等基本条例の理念を尊重し、小金井市が事業や後援を適切に行うこと求めさせてください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 58 号

~~建設新庁舎(仮称)新福祉会館の大畠山エストランと
ためる陳情書~~

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 8 月 31 日
(西暦 2021)

陳情代表者	住 所	小金井市中町 [REDACTED]		
	氏 名	元会と福祉会館の建設を考へる会 加藤了俊 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)		
	連絡先	([REDACTED])	- [REDACTED]	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	(. . .)	-	

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 8 月 31 日 10-45				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED] 山下	[REDACTED] 山下	[REDACTED] 薄根	[REDACTED] 山浦	[REDACTED] 小林	[REDACTED] 北村	[REDACTED] 鈴木

小金井市議会議長 鈴木成夫様

新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設の大幅なコストダウンを求める陳情書

西岡市長が進めている新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設事業は実施設計の段階にありますが、基本設計終了時での総事業費は111億円以上になると聞いています。

これまで市民は、パブコメや市民説明会の場で大幅なコストダウンを求めてきましたし、市議会においても「新型コロナウイルス感染症の下、市民生活に影響を与えない新庁舎建設を求める決議」を19人の議員の賛成で可決されています。

こうした状況の中市は、コストダウンを検討していると説明していました。しかし市が考えるコストダウンの目標は、「建設費は84.4億円を下回らせたい」という程度のものだということが分かりました。

これでは基本設計時の建設費からは変わっていません。市民生活を守るためには、コロナの市財政に与える影響に対応したレベルの金額のコストダウンが必要です。

また今後予想される建築資材や単価の高騰も予想して備えなければなりません。このままでは建築資材や単価の高騰を理由にした更なる建設費や総事業費の増加ということになります。

新型コロナウイルス感染禍の下、収入が激減するなど市民の生活は厳しい状況です。今後、市の税収も減ることが予想されています。

今必要なことは、限られた財源の中で新型コロナウイルス感染対策や市民生活を守ることを最優先にすることではないでしょうか。

市財政が大変だと言う理由で、公立保育園の廃園など市のその他の事業の廃止や縮小、延期、市民負担増などの変更を行おうとしています。庁舎建設を聖域にすることは市民の理解が得られません。

よって私たちは、新庁舎と新福祉会館の建設の大幅なコストダウンを行うことを求めます。

新庁舎と新福祉会館の建設を考える会

加藤了教

小金井市中町

2021年8月31日

陳 情 文 書 表

3 陳情第 59 号

新市会从以新福社会会員建設に係る浸水計第12747
下全工事下ることをためす陳情書

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 8 月 31 日
(西暦 2021 年)

陳情 代表者	住 所	小金井市中央 [REDACTED]		
	氏 名	市会と福社会の対応を求める会 力口 藤 了 放 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)		
	連絡先	() - [REDACTED]		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連絡先	() -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 8 月 31 日			10-45	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED] 山下	[REDACTED] 山下	[REDACTED] 齋藤	[REDACTED] 山清	[REDACTED] 小林	[REDACTED] 北村	[REDACTED] 鈴木

小金井市議会議長
鈴木 成夫 様

新庁舎及び新福祉会館建設に係る浸水対策について
万全を期することを求める陳情書

令和元年6月、東京都は昨今の度重なる豪雨の状況を鑑み、浸水予想区域図を改定した。これを受けその1年後、市は水害に関するハザードマップを作成した。

しかし、地域安全課はその改訂された浸水予想区域図を確認していたものの、庁舎等建設担当へ伝える時期が遅れ、さらに新庁舎等建設の設計に与える影響を読み取ることができず、1年間放置していた。

市が決定した浸水対策は大変杜撰なもので、建物以外ほとんど浸水する中途半端な対策である。

敷地全体が浸水しないようにする対策を選択しなかったのは、浸水対策に係る開発申請の協議に時間を要することや、財政負担を抑制することを理由にしている。

市案のままでは、記録的な豪雨が発生した際に近隣下水道施設の許容量の限界による内水氾濫が発生した場合は、甚大な被害が予想される。

昨今、世界的な気候変動による影響と見られる「線状降水帯」の発生等により、以前とは比較にならない雨量が全国的に発生している中、市の防災拠点の役割が果たせる内容となっていない。

将来にわたって安心して市民が使える新庁舎の建設においては敷地全体のかさ上げをするなど、抜本的な設計の見直しが必要であり、新庁舎及び新福祉会館建設に係る浸水対策については万全を期することを求める。

以上
小金井市中町 [REDACTED]
新庁舎と福祉会館の建設を考える会
加藤 了教

2021年8月31日

陳 情 文 書 表

3陳情第60号

(仮称)新福祉社会館と新庁舎は同じ運営構造とする
ことを求める陳情書

陳情書

趣旨 (別紙のとおり)

令和3年8月31日
(西暦2021年)

	住 所	小金井市中央 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	元町会議員 田代 了人 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	([REDACTED]) - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議會議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受理年月日		令和3年8月31日 10:55				
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
[REDACTED] 山下	[REDACTED] 山下	[REDACTED] 澤根	[REDACTED] 山満	[REDACTED] 小林	[REDACTED] 北村	[REDACTED] 金井

市議会議長 鈴木成夫 様

(仮称)新福祉会館と新庁舎は同じ免震構造にすることを求める陳情書

新庁舎と(仮称)新福祉会館(以下、新福祉会館)の設計について、新庁舎は免震構造、新福祉会館は耐震構造と異なる構造で建設されようとしています。

市は、棚など転倒防止の対策等をとるということです。それは当然のことです。問題は、新福祉会館は子どもや高齢者、障害者が利用する施設で、足の弱い高齢者や障がい者にとって、大きな揺れに耐えられず、転倒する利用者ができることが想像できることです。

「なぜ新福祉会館だけが耐震構造なのか、差別されているようだ」という声も障害当事者から出ています。市議会でも疑問を投げかけ続けている議員もいらっしゃると聞いています。

利用者の安全確保のために、新福祉会館も新庁舎と同じ免震構造に変更してください。

①
新^の庁舎と福祉会館御建設を考える会

加藤 了教

小金井市中町 [REDACTED]

2021年 8月 31日

陳 情 文 書 表

3 陳情第 61 号

利用者等との十分な協議、理解を得ないまま公立保育園の
廃園への準備行為の中止を求める

陳情書

廃

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 8 月 31 日
(西暦 2021)

	住 所	東京都 小金井市東町 [REDACTED]
陳情代表者	氏 名	2020年度[REDACTED]保育園父母の会会長 / [REDACTED]保育園父母の会歴代会長会代表 古山 良也 印 ほか 4,449人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	([REDACTED]) - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議會議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 8 月 31 日 11:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
[REDACTED] 岸下	[REDACTED] 岸下	[REDACTED] 薄根	[REDACTED] 山浦	[REDACTED] 小林	[REDACTED] 北村	[REDACTED] 笠木不

令和 3 年 8 月 31 日
(西暦 2021 年)

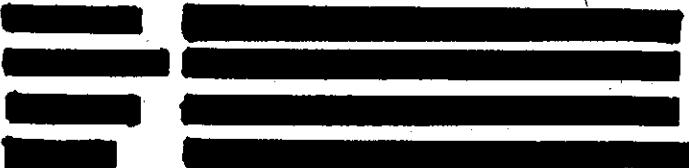
(宛先) 小金井市議会議長 鈴木成夫様

氏名 古山 良地

(2020 年度くりのみ保育園父母の会会长／
くりのみ保育園父母の会歴代会長会代表)

住所 小金井市東町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]



利用者等との十分な協議・理解を得ないまま公立保育園の 廃園への準備行為の中止を求める陳情書

私たちはくりのみ保育園の父母の会歴代会長会とくりのみ保育園の保護者、また小金井市公立保育園保護者有志です。市が平成 25 年に保育業務の総合的見直しを示したその年から、市と我々くりのみ保育園の父母の会や公立保育園保護者を含む五園連メンバーで構成された小金井市公立保育園運営協議会（以下、運営協議会）にて公立保育園の運営形態の見直しを含む、公立保育園の現状評価・役割・あり方等に関して協議を行ってきました。また、市民参加で市が設立をした保育検討協議会や保育計画策定委員会にも運営協議会委員の代表者が参加し、公立保育園の利用者の立場から、子どもの最善の利益と市の保育施策に資するよう協議に積極的に参加をしてきたところです。これら市と我々の協議の状況については、議会でも度々取り上げていただきなど、注視いただいていることに大変感謝をいたしております。

これら市との協議の中で、公立保育園の現状評価や役割に関しては、一定の検討・市とも共通の認識を持つことができた一方で、平成 25 年当初の公立保育園の総合的見直し案や、平成 28 年 9 月に提示された「今後の保育サービスに関する基本方針（案）」に関し

て、その内容に関する提案理由や詳細の説明を求めてきましたが、未だ明確な根拠等は示していただることはできていない状況が続いております。そのような中、7月31日の運営協議会にて市から新たに「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」の報告があり、くりのみ保育園とさくら保育園について令和8年度を最後に廃園とする案が提示されました（わかたけ保育園は時期未定ながら同様に廃園予定）。この廃園案については、これまでの市と我々利用者との協議の中でも具体的な提案としては一切なかった案になります。にもかかわらず、来年度より、くりのみ保育園及びさくら保育園の0歳児募集をしないという、実質的な廃園に向けた準備行為を実施することは決定したとの説明も同時に聞きました。この0歳児募集の中止は、子どもたちや保護者等に大きな影響を与えるものになります。そこで、本陳情書を提出いたします。

1. 陳情要旨

利用者等との十分な協議・理解を得ないまま、くりのみ保育園・さくら保育園の0歳児募集をしない等、利用者に具体的な影響のある廃園に向けた準備行為を実施することは早急に止めてください。

2. 陳情理由

(1)くりのみ保育園・さくら保育園の0歳児募集中止は子どもたちや利用者等に大きな影響を与えるものであるが、具体的な対策が不明で十分な説明も行われていないこと。

0歳児募集中止は在園の子どもたちや利用者等に大きな影響を与えます。

異年齢保育ができなくなることで、子どもたちの日々の保育内容や行事に関しても大きな変更が生じます。小金井保育園を除く小金井市公立保育園における異年齢保育の状況については、園の中で本来の地域での子ども集団の良さを体験する等、これまでの運営協議会でも市（園）側から報告が行われており（小金井市公立保育園運営協議会報告書第1期P15等）、その内容については、利用者のみならず、過去市内の大学の研究対象となるなど、大きく評価をされているものです。

また、段階的縮小のもと0歳児の募集が中止されることは、年下の子どもがもう入園しなくなり、集団保育が保障されなくなるということです。子どもたちの日を追う毎に友だちや保育士さんが減少していくなど、子どもの置かれる保育環境は非常に不安定なものになります。子どもたちについても保育士が段階的に減ることや、年下の園児がいなくなるこ

とで、不安に苛まれる子どもが現れることも想定されます。

一方、市は見直し方針案において、廃園を「在籍児童の保育への影響が最小となることを最優先事項として検討した結果」としていますが、その結論に至るまでの具体的な調査・検討内容や評価基準についても記載されていません。

また、兄弟姉妹で新たに入園を検討していたケースなどについては、転園への支援に言及をしていますが、そもそも転園自体が子どもたちや利用者に望ましい結論ではありません。

もとより、これらは、在園児や現時点の利用者だけの問題ではなく、新たに利用を検討していた市民や今後公立保育園を利用する可能性のある市民に対しても影響を与えるものであります。

上記の通り、0歳児の募集中止は子どもたち、利用者はもとより、市民に対しても大きな影響を与えるものですが、その対応策等について、利用者や市民への説明は十分ではありません。

(2)くりのみ保育園・さくら保育園の0歳児募集中止と市の廃園案には関係があり、実質的に廃園に向けた準備行為であると考えられること。

市は、令和3年7月31日に開催された第56回小金井市公立保育園運営協議会において、廃園案は決定事項ではなく、くりのみ保育園・さくら保育園の0歳児募集中止については定員調整のためであると説明されました。

しかし、以下の観点から、実質的に廃園に向けた準備行為であると考えざるを得ません。

- ① 市から0歳児募集中止と廃園案が同時点で提案されていること。
- ② 0歳児募集中止が廃園案で取り上げられているくりのみ保育園とさくら保育園の2園のみに偏っていること。
- ③ スケジュールや実施期限が具体的に定まっていること。

7月31日の運営協議会後、議会答弁においても、廃園案と0歳児募集中止の関係性については曖昧な回答でしたが、見直し方針案には、「くりのみ保育園及びさくら保育園については、令和8年度末（令和9年3月31日）をもって段階的縮小を完了するものとする」とスケジュールが記載されており、令和3年4月に入園した0歳児は令和8年度末に卒園

することからも、くりのみ保育園・さくら保育園で実施しようとしている令和4年度からの0歳児募集中止は実質的に廃園準備であると考えざるを得ません。

廃園については決定事項ではないにもかかわらず、くりのみ・さくらの特定の2園にスケジュールを定めて0歳児募集を中止することは廃園への手続きを実質的に行っていることとなり、容認できるものではありません。

(3)利用者及び市民参加の協議体で0歳児の募集中止や廃園に対する審議が一度もなされていないこと

上記(1)(2)のとおり、0歳児募集の中止や廃園の方針案については、利用者に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、7月31日の運営協議会にて説明を受けるまで、一切議論をされてきませんでした(*1)。児童福祉審議会、保育検討協議会、保育計画策定員会のいずれの市民参加を伴った協議体においても、新方針案の協議は行われていません。これまで長い時間をかけて市と利用者で協議を行ってきたにもかかわらず、0歳児の募集中止が突如決定されたことについては、大変遺憾なことです。もし、市側で一定の案をもち、その対策を含めて説明が今後あるとしても、利用者への影響が大きく、実質的な廃園への準備行為である0歳児の募集中止を行うことは、利用者等との協議、理解があったうえでの実施であるべきと考えます。この点については運営協議会で協議をスタートする時点で市と五園連側の共同委員長間で交わし、その後西岡市長も尊重することを度々表明されている「覚書」(添付1)では、「運営協議会において協議を行っている間に、市が総合的見直しの結論を出すことは市側及び父母側双方の相互理解を得ずに進めることとなる点に留意する必要がある」と明記されており、0歳児の募集中止は明らかに覚書に抵触するものと考えます。

(*1) 第56回で見直し方針案が提示されるその直前の第55回会議(令和2年11月21日)では、市は民営化の進捗として「令和4年4月というスケジュールは基本的には難しい状況と認識」「民営化のやり方について数年前に若干細かい資料を配付したが、その部分も含めて現在検討をし直している状況」という報告をしたのみでした。

(4)新しい市の方針案は、これまで運営協議会や市民参加で検討を行ってきた公立保育園の評価・役割・あり方等を踏まえた検討結果と異なった内容であり、小金井市の子育て・保育環境に与える影響が利用者や市民と十分に検討されていないこと。

これまで市と五園連にて協議を行ってきた運営協議会では、毎年市と共同で実施をしてい

るアンケート調査等でもこれまで高い満足度が繰り返し示されてきました。公立保育園の保育内容に関しては高く評価されてきていることは共通の理解となっている一方で、運営形態の見直しの必要性については十分な検討ができていないまま現在に至っています。

また、今回の市の方針案を受け、急遽令和3年7月30日付けで公立保育園父母の会〔通称：五園連〕OB・OG有志より提出された「公立保育園のあり方について保護者や市民と十分に検討・協議を行うことを求める要望書」（添付2）への回答（添付3）の中で、「保育業務の総合的な見直しについては、平成9年の最初の行財政改革大綱のときに触れられて以来、20年以上の年月をかけ、児福審・保育検討協議会・運協と、3つの会議体で様々な議論が行われてきたところであり、保育計画策定委員会においても公立保育園の役割については複数回ご議論いただいたところです」と回答をされています。

しかし、実際にどの会議体の諮問内容または協議事項にも廃園に対する検討は含まれておらず、審議はおろか市から廃園という具体的な提案がなされたこともありません。

むしろ、利用者だけでなく、市民も参加した児童福祉審議会、保育検討協議会、保育策定委員会の検討状況については、以下の通りと認識します。

（ア）児童福祉審議会の答申の中では、公立保育園の保育業務の特徴を踏まえて、その保育の質を確保し維持させている主な事項のひとつとして、5園がバランス良く配置されていることが示されています。

2.市立園5園が市内にバランスよく配置され、相互の人事異動、交流が行われている。

市立園の所在地については、市内で偏りがなく市内全域に対応しています。市立園内での人事異動によって、保育士が市内各地の乳幼児に関与しながら子どもの実態を把握し、保育経験を蓄積できる体制が整備されているといえます。また、市立5園の連絡・交流も積極的に行われており、市内全域にわたる乳幼児の実態の理解や遊び・生活・行事等の方法や内容を豊かにします。

（イ）保育検討協議会では、公立保育園の役割について、市が示した①行政機関としての役割、②地域子育て支援の拠点としての役割、③保育施設の拠点としての役割に加えて、「市全体の保育の質を向上させるため、公立保育所は中核的な機能、あるいは家庭支援センター的な役割を担い、全ての保育施設の連携を図る役割を担う」ことや、「保育のスタンダードを継続的に実践していく役割」が示されています（報告書P8等）。

（ウ）保育計画策定委員会においては「運営主体別や設置主体別などで比較した際に、公

立保育園にしかできない役割があるかどうかは、当委員会では議論していない」という趣旨の整理がなされており（第16回）、その点でも公立保育園の運営形態の見直しに伴う公立保育園の役割に関しては議論が十分にされているものではありません。

上記の通り、児童福祉審議会答申の公立保育園が五園あることの意義や、保育検討協議会における役割は、市・利用者・市民が検討を行った結果の共通認識であり、公立保育園の総合的な見直しを実施していく上では、上記の検討結果を踏まえ、小金井の保育内容・保育の質への影響を利用者や市民等を含め十分に検討していく必要がありますが、今回の市の方針案にはそのような内容になっておりません。

新しい市の方針案は、これまで運営協議会や市民参加で検討を行ってきた公立保育園の評価・役割・あり方等を踏まえた検討結果と異なった内容であり、その内容をそのまま容認できるものではありません。

上記(1)～(4)のとおり、現時点において利用者や市民を含めた検討が十分に行われてはおらず、新しい方針案は運営協議会や過去の児童福祉審議会・保育検討協議会のような市民参加による審議会での議論が必要不可欠です。

我々は利用者等との十分な協議・理解を得ないまま、くりのみ保育園・さくら保育園の0歳児募集をしない等、利用者等に具体的な影響のある廃園に向けた準備行為を実施することは早急に止めていただくよう求めます。

以上

利用者等との十分な協議・理解を得ないまま公立保育園の廃園への準備行為の中止を求める陳情書に賛同する方の署名簿

上記陳情書の趣旨に賛同し、署名します

氏名	住所
1	[REDACTED]
2	[REDACTED]
3	[REDACTED]
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

※この署名は「利用者等との十分な協議・理解を得ないまま公立保育園の廃園への準備行為の中止を求める陳情書」以外の目的では利用いたしません。

【注意事項】以下のような場合、無効となりますので御注意ください。

- ・鉛筆等の容易に修正が可能な筆記具で記載されているもの
- ・苗字、名前どちらかの記載が無いもの。省略して書かれているもの。
- ・住所に市や区が書かれず、町から書かれているもの
- ・住所の記載に不備や誤り等があるもの